

長時間労働者の健康管理と事後措置

フローリッシュ社労士事務所・産業カウンセラー
 (一社)名北労働基準協会専門相談員

新美智美

長時間労働は、疲労回復に必要な睡眠・休養時間を減少させ、脳疾患や心臓疾患などの重大な健康障害を引き起こす可能性があります。また、長時間労働によるストレスで、精神疾患を発症する場合もあります。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあつてはならず、そのためには長時間にわたる過重労働を削減していくとともに、長時間労働者の健康管理に係る措置を適切に行うことが重要です。

健康障害の予防のため、労働安全衛生法では長時間労働者を対象に医師による面接指導を行うことを義務付けています。この面接指導を行う医師は産業医の要件を備えた医

師であることが望ましいです。法令で定められている主なポイントは以下のとおりです。

(1) 時間外・休日労働時間が1ヵ月当たり100時間(※)を超える長時間労働者であつて、申出を行った者については、医師による面接指導が義務付けられています。

※ 時間外・休日労働時間の算出方法

時間外・休日労働時間数 = 1ヵ月の総労働時間数 - (計算期間(1ヵ月間)の総曆日数 / 7) × 40(1ヵ月の総労働時間数 + 休日労働時間数)

(2) 面接指導は、本人の申し出によつて行います。

なお、この申し出は、時

間外・休日労働の算定が



基準に該当する労働者にも、面接指導等の必要な措置を実施することが求められています。この事業場における基準については衛生委員会等で審議し事業者が決定しますが、少なくとも時間外・休日労働時間が「1ヵ月当たり100時間を超える従業員」と「2ヵ月ないし6ヵ月の平均で1ヵ月当たり80時間を超える従業員」については該当する全従業員を対象に面接指導を行うようになります。

当協会では、長時間労働の是正と働き方改革の実現について、平成30年2月16日ウインクあいだ「労働問題総合対策セミナー」を開催いたしました。『過労死・過労自殺の舞台裏』、『企業に求められる働き書いた改革』について』をテーマに特別講演とパネルディスカッションを行います。詳しくは、本誌同封の案内をご覧下さい。

(3) 申し出から、概ね1ヵ月以内に医師による面接指導を行います。

(4) さらに、時間外・休日労働時間が1ヵ月当たり80時間を超えて疲労の蓄積が認められたり、健

従業員の健康確保の観点から必要な措置を行うことが望られます。

事業者は面接指導後の指導実施者の就業上の措置に関する意見を医師から聴取します。事業者は、この医師からの意見を勘案して、必要に応じて、

イラスト・森沢康代